

## 農の雇用・労力支援推進協議会設置要綱

平成27年10月29日制定  
農政水産部農業経営支援課  
農業担い手対策室

### (趣旨)

第1条 人口減少、少子高齢化の進行に伴い、農業の担い手の確保が課題となっている中で、本県農業の生産力を維持・拡大していくためには、農業法人や認定農業者等の雇成型経営を中心とした大規模経営体が雇用人材を安定確保しながら、生産基盤の拡大を図っていくことが重要である。このため、地域農業における雇用人材等について総合的に検討する農の雇用・労力支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 地域農業の雇用人材等の確保に関すること
- (2) (1)に関連する補助事業に関すること

### (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる職等にある者をもって構成する。

- (1) 会長は、宮崎県農政水産部農政次長をもって充てる。
- (2) 副会長は、宮崎県農業協同組合中央会農業振興部長をもって充てる。

### (会長の職務)

第4条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (協議会の会合)

第5条 協議会の会合（以下「会合」という。）は、必要に応じて会長が招集する。。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会合に出席させることができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、宮崎県農政水産部農業経営支援課農業担い手対策室において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年10月29日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 8月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 9月 3日から施行する。

この要綱は、令和 元年 8月 8日から施行する。

## 別表（第3条関係）

機 関 名	役 職	備 考
宮崎県農政水産部	次長(農政担当)	会長
宮崎県農業協同組合中央会 農業振興部	部長	副会長
宮崎県経済農業協同組合連合会 企画広報課	課長	
宮崎県農業振興公社 担い手支援課	課長	監事
宮崎県農業会議 農政課	課長	
宮崎県農業再生協議会	事務局次長	
宮崎県 西臼杵支庁・各農林振興局(農政水産課・地域農政企画課・農政水産企画課)	課長	
宮崎県 農業経営支援課	課長	事務局長
宮崎県 農業経営支援課農業担い手対策室	室長	